

〔居宅系サービス〕 介護報酬加算等 前年度又は直近3か月の実績要件・実績対象期間 早見表

介護報酬に係る**加算等の要件**において、**前年度又は直近3か月等の実績**により、**算定の可否等を判断**するものは、下表のとおりです。  
 詳細については、厚生労働省の介護報酬告示及び解釈通知等をご参照ください。

加算等	サービス種類	加算等の区分	実績要件	実績対象期間				備考
				前年度 又は 直近3か月 ＜例外＞ 前年度実績 6か月未満 ⇒ 直近3か月のみ	前年度 ＜例外＞ 前年度実績 6か月未満 ⇒ 直近3か月	前年度 ＜例外＞ 前年度実績 6か月未満 ⇒ 別途要件	直近6か月 ＜例外＞ (なし)	
特定事業所加算	訪問介護	(I) (II)	訪問介護員等における介護福祉士の割合	30%以上	○			
			訪問介護員等における介護福祉士等の割合	50%以上	○			介護福祉士等 ⇒ 介護福祉士及び実務者研修、旧基礎研修、旧1級課程修了者
		(I) (III)	利用者数(実人員又は延人員)における重度要介護者等の割合	20%以上	○			重度要介護者等 ⇒ 要介護4以上他
			看取り期にある利用者数	1人以上	○			
		(III) (IV)	訪問介護員等における勤続年数7年以上の者の占める割合	30%以上	○			
サービス提供体制強化加算	訪問入浴介護 介護予防訪問入浴介護	(I)	介護職員における介護福祉士の占める割合	60%以上		○		
			介護職員における勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合	25%以上		○		
		(II)	介護職員における介護福祉士の占める割合	40%以上		○		
			介護職員における介護福祉士等の占める割合	60%以上		○		介護福祉士等 ⇒ 介護福祉士及び実務者研修、旧基礎研修課程修了者
		(III)	介護職員における介護福祉士の占める割合	30%以上		○		
			介護職員における介護福祉士等の占める割合	50%以上		○		介護福祉士等 ⇒ 介護福祉士及び実務者研修、旧基礎研修課程修了者
			訪問介護従業者における勤続年数7年以上の者の占める割合	30%以上		○		
	訪問看護 介護予防訪問看護	(I)	看護師等における勤続年数7年以上の割合	30%以上		○		看護師等 ⇒ 保健師、看護師、准看護師、PT、OT、ST
		(II)	看護師等における勤続年数3年以上の割合	30%以上		○		看護師等 ⇒ 保健師、看護師、准看護師、PT、OT、ST
	通所介護	(I)	介護職員における介護福祉士の割合	70%以上		○		
			介護職員における勤続10年以上の介護福祉士の占める割合	25%以上		○		
		(II)	介護職員における介護福祉士の占める割合	50%以上		○		
		(III)	介護職員における介護福祉士の占める割合	40%以上		○		
			利用者にサービスを直接提供する職員における勤続年数7年以上の割合	30%以上		○		

加算等	サービス種類	加算等の区分	実績要件	実績対象期間				備考
				前年度又は直近3か月 ＜例外＞ 前年度実績6か月未満 ⇒直近3か月のみ	前年度 ＜例外＞ 前年度実績6か月未満 ⇒直近3か月	前年度 ＜例外＞ 前年度実績6か月未満 ⇒別途要件	直近6か月 ＜例外＞ (なし)	
サービス提供体制強化加算	通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション	(I)	介護職員における介護福祉士の割合	70%以上	○			
			介護職員における勤続10年以上の介護福祉士の占める割合	25%以上	○			
		(II)	介護職員における介護福祉士の占める割合	50%以上	○			
			介護職員における介護福祉士の占める割合	40%以上	○			
(III)	利用者にサービスを直接提供する職員における勤続年数7年以上の割合	30%以上	○					
中山間地域等の小規模事業所加算	訪問介護		1月あたり平均延訪問回数	200回以下	○			中山間地域等 ⇒以下の各法律に基づく対象地域  ●特定農山村法 ●半島振興法 ●過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法 ●辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律  ※長寿介護課HP「特別地域加算・中山間地域等加算について」参照。  居宅療養管理指導／介護予防居宅療養管理指導 ⇒以下の職種毎に延訪問回数を算出し、職種毎に加算を算定  ●医師 ●歯科医師 ●薬剤師 ●管理栄養士 ●歯科衛生士等
	訪問入浴介護		1月あたり平均延訪問回数	20回以下	○			
	介護予防訪問入浴介護		1月あたり平均延訪問回数	5回以下	○			
	訪問看護		1月あたり平均延訪問回数	100回以下	○			
	介護予防訪問看護		1月あたり平均延訪問回数	5回以下	○			
	訪問リハビリテーション		1月あたり平均延訪問回数	30回以下	○			
	介護予防訪問リハビリテーション		1月あたり平均延訪問回数	10回以下	○			
	居宅療養管理指導		1月あたり平均延訪問回数	50回以下	○			
	介護予防居宅療養管理指導		1月あたり平均延訪問回数	5回以下	○			
	福祉用具貸与		1月あたり平均実利用者数	15人以下	○			
介護予防福祉用具貸与		1月あたり平均実利用者数	5人以下	○				
看護体制強化加算	訪問看護	(I) (II)	実利用者数における緊急時訪問看護加算算定者の割合	50%以上			○	
		(I) (II)	実利用者数における特別管理加算算定者の割合	20%以上			○	
		(I) (II)	ターミナルケア加算算定者の人数	(I):5名以上 (II):1名以上			○ (直近12か月)	
	介護予防訪問看護		実利用者数における緊急時介護予防訪問看護加算算定者の割合	50%以上			○	
		実利用者数における特別管理加算算定者の割合	20%以上			○		
中重度者ケア体制加算	通所介護		利用者数(実人員又は延人員)における要介護3以上の割合	30%以上	○			
	通所リハビリテーション		利用者数(実人員又は延人員)における要介護3以上の割合	30%以上	○			
認知症加算	通所介護		利用者数(実人員又は延人員)における日常生活自立度Ⅲ以上の割合	15%以上	○			

加算等	サービス種類	加算等の区分	実績要件		実績対象期間				備考
					前年度又は直近3か月 ＜例外＞ 前年度実績6か月未満 ⇒直近3か月のみ	前年度 ＜例外＞ 前年度実績6か月未満 ⇒直近3か月	前年度 ＜例外＞ 前年度実績6か月未満 ⇒別途要件	直近6か月 ＜例外＞ (なし)	
認知症専門ケア加算	訪問介護	(I)	利用者数(実人員又は延人員)における日常生活自立度Ⅱ以上の割合	50%以上	○				
		(II)	利用者数(実人員又は延人員)における日常生活自立度Ⅲ以上の割合	20%以上	○				
	訪問入浴介護 介護予防訪問入浴介護	(I)	利用者数(実人員又は延人員)における日常生活自立度Ⅱ以上の割合	50%以上	○				
		(II)	利用者数(実人員又は延人員)における日常生活自立度Ⅲ以上の割合	20%以上	○				
訪問看護訪問回数超過等減算	訪問看護		理学療法士等による訪問回数が、看護職員による訪問回数を超過している場合			○ (4月～3月)			理学療法士等 ⇒ PT, OT, ST
通所系サービスの規模区分	通所介護	通常規模	1月あたり平均利用延人員数	750人以下					※長寿介護課HP「通所介護・通所リハビリ事業所の規模区分の確認・変更について」参照。
		大規模Ⅰ	※旧・介護予防通所介護に相当する総合事業の「第1号通所事業」を一体的に実施する場合は、その利用人員数を含む。	750人超 900人以下			○		
		大規模Ⅱ		900人超					
	通所リハビリテーション	通常規模	1月あたり平均利用延人員数	750人以下				○	※通所介護の規模区分「小規模」は、平成28年度から廃止。
大規模	※介護予防通所リハビリを一体的に実施する場合は、その利用人員数を含む。	750人超							

【留意事項】

1 前年度実績と実績対象期間

前年度の実績から、3月は除かれます。よって、実績対象期間が前年度となる場合、具体的には次のとおりです。  
(体制届の提出が必要となる場合は、3月1日～15日の間に提出してください。)

- 「前年度の4月1日以前」に新規指定を受けた事業所 ⇒ 実績対象期間：4月～2月（11か月）
- 「前年度の5月1日以降」に新規指定を受けた事業所 ⇒ 実績対象期間：新規指定月～2月

「前年度の10月1日以降」に新規指定を受けた事業所（「本年度の4月1日以降」に新規指定を受けた事業所を含む）については、「前年度実績6か月未満」となります。

実績対象期間が直近3か月となる場合は、体制届提出月の直近3か月の実績が要件を満たすとともに、報酬算定月以降の直近3か月の実績について、毎月確認し、算定の可否を判断する必要があります。

なお、事業を再開した場合は、上記における「新規指定を受けた事業所」を「事業を再開した事業所」と読み替えてください。

2 新規指定(又は再開)事業所における加算の算定可能最速時期

新規指定を受けた事業所(又は事業を再開した事業所)において、直近3か月の実績により、加算の算定が可能となる最速の時期は、次のとおりです。

- 「特定事業所加算」「サービス提供体制強化加算」「中山間地域等の小規模事業所加算」「中重度者ケア体制加算」「認知症加算」  
⇒ 新規指定(又は再開)から5か月目  
(当初3か月間の実績が要件を満たす場合、4か月目の1日～15日の間に体制届を提出してください。)  
(ただし、報酬算定月の直近3か月の実績により判断するため、2か月目～4か月目の実績が要件を満たさなかった場合、5か月目からの算定はできません。)
- 「看護体制強化加算」  
⇒ 新規指定(又は再開)から7か月目  
(当初6か月間の実績が要件を満たす見込の場合、6か月目の1日～15日の間に体制届を提出してください。)  
(ただし、結果的に要件を満たさなかった場合は、7か月目からの算定できません。)